

議 案 第 9 号

富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程及び富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について

富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程（平成4年条例第20号）及び富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程（平成12年条例第26号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

土地区画整理法施行令の一部改正等に伴い、富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程及び富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程及び富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

(富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程（平成4年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「半数以内」を「半数以内とし、選挙すべき委員の数が1人の場合は、1人」に改める。

第18条第1項中「隣地境界立合承諾書」を「隣地境界立会承諾書」に改める。

第22条中「権利価格」を「権利価額」に改める。

第26条第2項中「は年6パーセント」を「の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

(富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「は年6パーセント」を「の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程第13条第2項、第18条第1項及び第22条の改正規定は、公布の日から施行する。